

保険法施行後の告知をめぐる諸問題（告知妨害を中心に）

磯野 直文

1.はじめに

保険法は、告知制度について、生命保険契約の場合は、告知書（質問表）によって告知を求める実務的取扱いを事実上追認するかたちで、自発的申告義務から質問応答義務（37条、66条）へ変更され¹、また、保険業法（以下、業法という）300条1項で告知に関する禁止事項とされていた生命保険募集人（以下、募集人という）による告知妨害や不告知教唆を保険者の解除権阻却事由（55条2項2・3号、84条2項2・3号）として見直し、平成22年4月に施行された。

生命保険契約の際、被保険者は健康状態などを告知（診査等）するが、募集人に対して口頭で告知しても、保険者に告知義務を果たしたことはならず、告知義務違反（以下、告反という）があると契約が解除され、保険金が支払われないことになる。しかしながら、募集人が被保険者等に対して告知すべき重要な事項について虚偽のことを告げるよう勧めるような告知妨害等があった場合まで保険者が解除権を行使することについて、学説や判例は否定的であり、立法によって解決が図られた²。

また、この背景に、平成17年に発覚し、国会等でも大きな問題として取上げられた保険金不払問題があった。

保険法施行後に告知妨害等が問題となった事件は見当たらないが、短期入院や手術給付金など医療保険の商品開発により給付金請求の増加に伴い告反解除件数も増加し、生命保険相談所が実施している相談所レポート苦情相談件数状況によると、入院等給付金不支払決定による苦情は716件と保険金・給付金支払に関する苦情が上位を占めている。これら苦情の全てが告知妨害等に該当するわけではないが、依然として告知をめぐる問題は改善されていないのである。

本稿では、保険法施行後の告知をめぐる問題について、告知妨害等を中心として若干の考察を試みたい。保険法は、55条で生命保険の告知義務違反による解除について、84条で傷害疾病定額保険契約の告知義務について規定しているが、以下、生命保険に関する保険法55条に即して検討する。

2.保険法と告知妨害

1) 保険法55条と告知

平成22年4月施行された保険法55条（以下、本条という）は、保険媒介者による告知妨害や不告知教唆が解除権阻却事由として新たに規定されたこと、および本条の1

項から3項までが片面的強行規定とされたことを除き、実質的には改正前商法から変更は加えられていない。告知方法には、以下の（危険）選択方法があり、保険会社毎に保険金額や加入年齢等により取扱い基準が定められている。

【告知（選択）方法】

- ① 診査医扱 医師の診査（専用の告知書）による方法
- ② 診断書扱 人間ドック等の健康診断書+告知書による方法
- ③ 証明書扱 団体等の健康管理証明書+告知書による方法
- ④ 面接士扱 生命保険面接士による健康確認（専用の告知書）による方法
- ⑤ 告知書扱 告知書のみによる方法

診査医が口頭で質問した事項については、診査医に口頭により告知することを要し、診査医には告知受領権があるが、募集人・生命保険面接士には告知受領権はない。②③⑤の告知書については、通常は募集人が取扱っており、告知妨害等をめぐる問題の多くは、一般に⑤告知書扱で問題となるが、告知妨害等に関する裁判例（後述）では、保険金額の高い①診査医扱が多い。

2) 募集人の告知受領権と権限の明示義務

募集人は、判例・多数説によれば、保険者から告知受領権を付与されておらず、募集人に悪意・過失があっても保険者の悪意・過失となるものではない³。業法 275 条で募集人は、保険契約の締結の代理または媒介を行う者として定義されており、契約締結の代理権まで付与するかどうかは生命保険会社の自由であるが、伝統的に募集人は媒介のみを行う権限しか有していない。告知受領権については、依然として付与していないというのが生命保険会社の立場である。

しかし、顧客に対しては権限の誤認がないように、業法 294 条で保険募集に際して権限の有無を明示することを義務づけている。

3) 保険媒介者

保険媒介者については、保険法 28 条 2 項 2 号に「保険者に保険契約の締結の媒介を行うことができる者」と定義され、告知妨害等をする主体を保険媒介者としている。

募集人は保険契約の締結権をも有することができるが、通常、生命保険契約の場合、募集人は保険媒介者であり、保険契約の締結権及び告知受領権は与えられていない。

保険媒介者には、委任関係にある代理店等と雇用関係にある営業職員の双方を含み、紹介代理店など募集人としての登録は要しないとされている者でも、保険者から実質的に媒介をする権限を認められていれば保険媒介者に該当する⁴。

被保険者等に直接面接する募集人は、「第一次選択者」として無選択に申込みを取扱うも

のではなく、その申込者が、被保険体としての適格性を有しているかを、外貌、健康状態、職業、生活環境等の視点から観察・質問し、申込書類所定の取扱報告書などを作成し、保険会社に報告している。しかしながら、募集人は、歩合給であることが多く、自己の募集成績や収入のために行動する一面もあり、保険会社にとって募集人による正しい一次選択の運用が重要である。(以下、生命保険契約の場合、募集人は通常保険媒介者であるため、本稿においては保険媒介者である募集人として便宜的に「募集人」という)

4) 告知妨害と不告知教唆と事例

告知妨害等として次のようなものが考えられる⁵。

- ① 告知義務者が告知書に既往症があることを記載して保険媒介者に提出したが、保険媒介者がこれを無断で改竄して既往症はないという内容の告知書として保険者に提出した。
- ② 保険媒介者が告知書の記載を代筆し、記載内容を告知義務者に確認しないまま保険者に提出した。
- ③ 告知義務者が口頭で保険媒介者に告知したが、保険媒介者がそれを私が記載すると言って告知書を提出させ、記載事項を記載しないまま保険者に提出した。
- ④ 告知義務者がある既往症を告知すべく告知書に記入しようとしたところ保険媒介者がその告知はしてはいけないと言って告知をさせなかった。
- ⑤ 告知義務者が、既往症があるのでこれを告知しなければならないか保険媒介者に尋ねたところ、保険媒介者がそれを告知する必要はないとアドバイスしたため、告知がされなかった。
- ⑥ 保険媒介者が募集にあたり、2年経てば告知義務違反の効果は問われないから何かあっても何も告知しない方がよいとアドバイスしたため、告知がされなかった。告知義務者には告知すべき既往症があったが、保険媒介者はその事実は知らないままである。
- ⑦ 保険媒介者は、告知義務者が既往症を有することを知っていたが、告知に当たって、告知義務者が当該既往症を告知していないのに気がついた。しかし、当該既往症を告知するようにアドバイスせず、告知がないまま契約が成立した。

保険法の制定過程では、告知妨害は告知義務者の意思が介在しない場合、不告知教唆は告知義務者の意思が介在する場合という整理がされていた⁶が、両者を厳密に区別する意味はないと考えられる。⑦のように保険媒介者の側が積極的に告知妨害等をしたわけではない場合についても、告知すべき事実を保険媒介者が知っていた以上は告知義務者に告知を告知するようアドバイスするのが保険媒介者の責務であり、このような行為も告知妨害等に当たると考える。しかしながら、これに対しては、結局は保険媒介者に告知受領権を認めることとほとんど変わりがなくなるのではないかという批判があるかもしれない⁷。

5) 解除権阻却の例外と解除権の除斥期間

告知妨害等があったとしても、告知義務者の告反に実質的に影響を及ぼさなかったと認められない場合には、保険契約者側の保護を図る必要はないので、解除権の発生を認めることとするものである⁸。

保険法では、告知妨害等がなかったとしても告知義務者が告反したであろう場合という文言とされた。この文言に即していえば、告知妨害等と告反との間に因果関係が存在しないことが例外事由となる。この因果関係の不存在については、保険者が立証責任を負う。

解除権の除斥期間は、改正前商法から変更は加えられていない。本条 4 項の規定は絶対的強行規定である。生命保険の約款では、この不可争条項である契約締結後 5 年の除斥期間は、通常は 2 年⁹とされているが、保険者が解除の原因となる事実を知った日から 1 か月という除斥期間は保険法と同じである。

3. 保険業法と告知妨害

1) 保険業法 300 条 1 項 2 号、3 号

平成 7 年の保険業法改正前、告知妨害等は、保険業法とは別の「保険募集の取締に関する法律」(昭和 23 年法律第 171 号)によって規制されていたが、業法 300 条 1 項において、募集人の以下の行為を禁止している。

【保険業法 300 条 1 項】

- ① 保険契約者または被保険者に対して、虚偽のことを告げ、または保険契約の契約条項うち重要な事項を告げない行為（虚偽の説明・重要事項の不説明）
 - ② 保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為（虚偽告知教唆）
 - ③ 保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ（告知妨害）、または告げないことを勧める行為（不告知教唆）
- （以下省略）等、9 項目の禁止規定がある。

告知妨害行為は、業法 317 条の 2 において、1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することが規定されている。

2) 保険業法 283 条 1 項と所属保険会社等の責任

募集人が保険会社との間に雇用関係があれば民法 715 条及び業法 283 条 1 項のいずれの規定に基づいても所属保険会社に対して損害賠償の請求ができることになり、保険代理店の場合は保険会社と代理店との間の代理店委託契約により定められるが、保険契約締結の媒介の権利のみを有する代理店であれば準委任（民法 656 条）であり、業法 283 条 1 項の規定に基づいて損害賠償の請求ができることになっており¹⁰、代理店の場合にも保険会社に責任を負わせ、保険契約者の利益を保護しようとしたものである。

4.生命保険協会の取り組みと保険金不払い問題

1) 生命保険相談所における苦情受付状況

生命保険協会が設置した生命保険相談所が受けた相談・苦情を分析している『相談所リポート No.91 (平成 26 年度版)』の苦情相談件数状況によると、平成 26 年度の苦情件数は 5,186 件で前年度より減少しているが、「入院等給付金不支払決定による苦情」が 716 件と前年度から占率も上昇し引続き一番となっている。また、保険金支払や告知取扱に関して、「死亡保険金不支払決定による苦情」が 108 件、「不適切な告知取得による苦情」が 58 件の受付がある。入院等給付金不支払決定の苦情受付事例として以下の事例があった。

- ・加入前に、病歴を営業職員に話したが、問題ないと言われ保険に加入した。加入後 1 年 8 か月で入院し、給付金を請求したところ、正しく告知をしたにもかかわらず、告知義務違反で契約を解除された。
- ・健康診断で異常値が出ていたが、営業職員から告知しなくてよいと言われたので告知しなかった。その後、病気で入院したので、給付金を請求したが、告知義務違反で契約解除の通知を受けた。納得できない。

苦情内容の上位項目 (相談所リポートNo. 91 平成26年度版 9頁、図表11から抜粋)

26年度				25年度			
内 容	件数	占率		内 容	件数	占率	
1 入院等給付金不支払決定	716 件	13.8%	1	1 入院等給付金不支払決定	696 件	12.7%	
2 説明不十分	662	12.8	2	2 説明不十分	693	12.7	
3 不適切な募集行為	395	7.6	3	3 解約手続	395	7.2	
4 解約手続	383	7.4	4	4 不適切な募集行為	377	6.9	
5 入院等給付金支払手続	332	6.4	5	5 満期保険金・年金等	294	5.4	
	苦情合計	5,186件			苦情合計	5,463件	

2) 裁定審査会における裁定申立

生命保険相談所が生命保険会社へ苦情解決依頼を行ったにもかかわらず、原則として 1 ヶ月を経過しても当事者間で問題が解決しない場合には、保険契約者等は裁定審査会に紛争裁定の申立てをすることができる。

裁定審査会は、弁護士 (4 名)、消費生活相談員 (4 名)、生命保険相談室職員 (2 名) の 3 者からなる 10 名の委員で構成されており、裁定の申立てがあった場合、裁定審査会は裁定開始の適格性を審査し、受理された事案について当事者双方からの事実確認等にもとづき審理を行い、和解案の提示や裁定書による裁定を行っている。

『相談所リポート No.91』の『裁定審査会における紛争解決手続』における年度別の「申立内容別内訳」によると、裁定審査会に申立てされた事案には告知妨害等に関する裁定も

あり、保険金・給付金関係の申立件数も増加している。これらの全てが告知妨害等に該当するわけではないが、依然として告知を巡る問題は改善されていないのである。

裁定審査会 申立内容別内訳（相談所リポート No. 91 平成 26 年度版 25 頁から抜粋）

平成(年度) 申立内容	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計
給付金請求	1	2	4	11	11	7	6	25	26	45	46	38	33	42	297
保険金請求	1	3	1	5	5	3	7	11	20	7	17	12	8	11	111
申立総件数	4	14	16	24	37	25	40	82	122	172	260	208	202	194	1400

（注）不受理件数を含む

3) 裁定審査会における告知妨害等に関する紛争解決手続事案

平成 26 年度に申立てされた告知妨害等に関する裁定として以下の事案があった。

〔事案 26-49〕 契約解除取消等請求（平成 27 年 3 月 31 日和解成立）

<p><事案の概要></p> <p>募集人に告知したが、告反により契約を解除されたことを理由に、解除の取消しおよび子宮頸部異形成の入院等給付金支払を求めて申立があった。</p> <p><申立人主張></p> <p>検診での異形成の指摘は、契約の動機であるので、募集人 2 名のうち 1 名（A）に伝えている。申込書作成時に他の募集人（B）にも伝えたところ、「妊婦検診と記載すれば良い」といわれたので、そのまま書いただけである。</p> <p><保険会社主張></p> <p>Aは、申立人から「異形成の指摘を受けたが、詳しくは出産後の検査ではっきりする」と聞いた際にも、「告知内容で査定する」と回答しており、「異形成の指摘」の不告知を誘導した事実はない。告知手続時、Bは異形成および心疾患は聞いておらず、申立人から「今、妊娠で通院中」と聞いたため「そのように告知書に記入してください」と伝えた。</p> <p><裁定の概要></p> <p>裁定審査会では、①心疾患と子宮頸部異形成について告反を認め、②Aに異形成の事実を告げていたことは認められるが、募集人には告知受領権がないので、募集人に告げた事実をもって、告知があったとはいえない。Bが、「妊婦検診と記載すれば良い」言った事実は認められるが、Bは事情聴取において「(申込時に) 異形成の事実は知らなかった」と申立人の主張とは対立しており、どちらの供述が正しいか判断できない。③告反の事実と給付金請求の疾病に因果関係がないとはいえず、申立人の給付金請求は認められないと判断したが、申立人がAに異形成を告げており、Bと密接に連携し、契約動機の認識を共有し、告知の際、申立人に適切な判断をすることを促し得た可能性は否定できないとして、本件は和解により解決することが相当であると判断した。</p>
--

告反による解除が発生すると、生命保険会社では、解除期限内に内容証明等で解除通知を契約者宛に発送するが、通常は、保全担当者等により契約者等へ解除理由などの説明を行い、解除の同意書を取得している。この解除交渉が不調に終わった場合などに苦情が発生し、保険会社で解決しないケースが、生命保険相談所の苦情受付や裁定委員会に申立てされており、各保険会社での苦情受付等はずっとあるものと考えられる。

保険加入時に告知妨害等があっても、入院・手術等の保険事故が発生しないまま、約款に定める2年の除斥期間が経過し¹¹、告知妨害等が表面化しないケースも多数あるものと思われるが、医療保険等の商品開発に伴い給付金請求件数も増加し、死亡保険金請求が主であった頃は潜在していた告反が顕在化するようになってきている。

告知妨害等に関する訴訟のほとんどは死亡保険金の請求であり、給付金不支払による苦情の場合は、金額が保険金額に比べ少額であり、告知妨害等の立証は困難なため、訴訟までは至らないものが多いと思われる。保険会社において、コンプライアンス部門等の社内調査でもこの立証は難しく、裁定審査会での裁定は、告知妨害等の事実認定において限界はあるものの有効に機能しているものとする。

4) 保険金不払い問題

平成17年から保険金不払いが問題となり、国会等でも大きな問題となり、平成20年4月の衆議院法務委員会において、「告知義務の質疑応答義務への転換や告知妨害に関する規定の新設により、告反を理由とする不当な保険金の不払いの防止が期待されていることを踏まえ、改正の趣旨に反しないよう、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にした告知書の作成など、告知制度の一層の充実を図ること。」などの付帯決議が行われ、消費者保護の観点から、保険法に告知妨害等が解除権阻却事由として新たに規定された背景があった¹²。

5) 正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン¹³

平成26年に改正された『正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン』によると、生命保険会社で告反が発生した事案等から、正しい告知がなされなかった原因として、

- ・ 営業職員が告知義務違反を教唆するケースが多い
- ・ 告知の重要性の周知不十分による不告知
- ・ 乗換・転換時の告知義務周知不十分による不告知
- ・ 募集人に話したことをもって告知したと誤認
- ・ 告知書が分かりにくいことからの告知対象外との誤認
- ・ 軽微な疾患・事象のため告知対象外との誤認
- ・ 傷病歴等があれば全く保険加入不可への不安からの不告知
- ・ 募集人に知られたくないことによる不告知

(募集時の問題)

- ・ 募集人の故意による不告知教唆
- ・ 知識不足・認識不足による誤説明
- ・ お客様と募集人との認識不一致（「言った、言わない」の問題）

(お客さま側の問題)

- ・ 2年経過後は解除できないことを見越した不告知
- ・ 保険金等の不正取得目的の不告知

などのケースが把握され、複数の原因が複合しているケースもあり、主に保険会社の募集時の問題として、募集人が告反を教唆するケースが多いとの意見があった。

これらの原因について、保険会社の募集時の問題について、①募集人への更なる教育等、②告知環境の整備と告知状況のチェック、③告知サポート資料の作成・説明、告知受領権についての更なる周知が、お客さま側の問題について、①正しく告知されない場合のデメリットの更なる周知、②契約確認・保険金給付確認の更なる周知のような対応策を講じていくことが必要と考えられる。

また、告知に関する適切な募集管理体制を確保するための方策として、①募集人への牽制機能の強化・徹底（告知照会先の設定、申込み内容等に関する契約確認、募集人へ配布する法令順守テキスト等へ社内賞罰規定を掲載する等の方策を講じることにより、募集人が告知に関して不適切な取扱いをすることのないよう、募集人への牽制機能を強化し、徹底すること）、②募集管理部門および事務部門の連携強化、③適切な募集管理体制が確保されていることの内部監査部門による確認が挙げられている。

通常、健康な人は生命保険の加入の必要性は感じることはなく、病気等のある方が生命保険に加入したいといういわゆる逆選択が働き、契約者側に告反が発生する要素がある。

また、募集人に告知妨害等まではなくても教育・指導不足や不注意から告知取扱疎漏、第一次選択不十分や説明不十分・誤説明が発生し、その結果として告反が発生する場合も多く認められるため保険会社の更なる対応が必要と考える。

5.告知妨害等に関する裁判例

告知妨害等が解除権阻却事由と規定されたことから、保険法施行後に告知妨害等が問題となった事件は見当たらないが、これまでの告反をめぐる事件に、告知妨害等が争われた事件は少なくなく、保険法施行前の判例も参考になるものと思われるので紹介する。（以下、事例により、募集人を「外務員」・「営業職員」・「担当職員」ということがある。）

- 1) 告反解除は認めるが、営業職員の勧誘に不法行為の成立を認め契約者を保護した事例
<事例①> 大阪高判平成16年12月15日、原審 大阪地判平成15年12月24日〔請求

一部認容)、(清水耕一 事例研レポ 202 号 1 頁 (2005 年 12 月)、國司英樹 事例研レポ 203 号 14 頁 (2006 年 1 月) 参照)

【事案の概要】

- (契・被) A : 医師 (受) X : A の妻 (保険金) 2 億円
- ・ H10.4.10~11.7.21 C 内科診療所通院・投薬 (躁鬱病 : 10.7.6~7.29 D 病院入院)
 - ・ H10.8.6 Y 生保の社医検診 (上記不告知) (H10.9.1 契約、他社契約解約 : B 同行)
 - ・ H11.7.22 縊死 (死因 : 躁鬱病、Y の営業職員 B の不告知教唆 : 認定)

A は上記入院の際、疾病特約が付加されていなかったため入院給付金を受け取れなかった。A や X は、A に入院歴があることを言って断ったが、B が執拗に契約の乗換を勧誘し、入院歴はない旨の告知をするように告げ (X の主張 : 認定)、他社の契約 (14,000 万円) を解約させたうえで新たに保険契約に加入させた。その後、A は縊死したが、Y は自殺免責にあたるとして支払を拒絶し、また仮に自殺の原因が躁鬱病だとしても告反による解除となる旨を通知した。

【判旨 (原判決を変更)】

募集人は告知受領権を有するものとは言えないとしながらも、Y の選任監督上の過失を認めた原判決を変更し、Y は告知書に基づいて病歴の有無を調査し、社医に検診させていることから通常行うべき調査を行っているとして信義則に反するとまで断定するのは行き過ぎであるとし、契約解除を有効と認めた。

しかしながら、本契約の加入にあたっては他社契約を解約させたうえで新たな契約に加入させており、B の勧誘行為は保険業法 300 条 1 項 2 号によって禁止された勧誘手段を伴いながら他社保険の解約を勧めたという者であり、勧誘がなければ解約前の契約で保険金が支払われたとして、民法 715 条に基づき損害賠償責任を負うとした (損害額は他社保険金額から解約返戻金を控除した金額を認定) ¹⁴。

2) 保険者による選任監督上の過失を認めた事例

<事例②> 岡山地判平成 9 年 10 月 28 日 (生命保険契約法最新実務判例集成 134 頁)

【事案の概要】

- (契・被) A (受) X : A の妻 (保険金) 7,000 万円
- ・ H4.6.4 E クリニックで肝臓障害と診断 (他、アレルギー性鼻炎 : 針治療)
 - ・ H5.2.16 Y₁ 生保の保険医 F 病院の検査受診 (上記不告知、3.1 契約締結、保険料立替)
 - ・ H5.3.12 他社契約解約
 - ・ H5.12.7 B 病院に入院 (~1.18 退院 : 肝硬変他、給付金未請求)
 - ・ H6.5.18 死亡 (死因 : 消化管出血、原因 : 肝硬変)

Aは、保険料が高額なため断っていたが、Y₁の外務員であるY₂らから上記契約が有利であると勧誘されて、長男と次男の契約とAの他社契約を解約し保険料にあて契約した。

Aは、アルコール性の軽度の肝障害と診断され、禁酒による経過観察中で、その後肝機能の血液検査数値も正常の範囲内の値に戻り、契約当時は経過観察中であつたが、Y₂らにAは、「今花粉症でEクリニックに通院していて、先生に酒を止められているし、よく酒を飲むので肝臓も悪いと思うから保険には入れないと思う」と告げたのに、「Eクリニックは針の病院だから黙ってF病院の検査に行ってください」と指示され検査を受けた。

また、Aが入院給付金を請求しようとした際、Y₂らはC所長と相談し、A及びXに勧めて請求を断念させていた（Yらは否認、Xは解除通知が除斥期間を徒過したと主張）。

【判旨（請求認容）】

Y₂らが当時の保険募集の取締りに関する法律 16 条 1 項の禁止行為をしたことが明らかであり（肝障害についての不告知教唆を認定）、かかる違反行為の内容が保険勧誘の基本にかかわる事柄であることに照らすと、特段の事情のない限り使用者である保険会社に選任監督上の過失があると推定すべきであり、保険会社自体が事実を知らなかったとしても、知らなかったことについて自ら過失があると判示した。

3) 解除権行使が信義則上許されないとされた事例

<事例③>東京地判平成 10 年 10 月 23 日（続最新実務判例集 33 頁）

【事案の概要】

- | |
|---|
| <p>(契・被) A (受) X : Aの妻 変額保険他 2 件 (保険金 : 750 万円、家族収入月額 : 20 万円 (H9 年 4 月～H39 年 3 月))</p> <ul style="list-style-type: none">・ H6.11.14 定期健診で高血圧 (190/130) の精密検査を要する旨の指摘 (H3 から指摘)・ H7.3.15 Y生保の診査医による検診・契約締結 (上記不告知 (血圧測定結果 : 140/90))・ H7.3.24 Aから委任を受けたYの担当職員Bが、E生保の契約 (6,000 万円) 解約・ H9.3.5 死亡 (死因 : 脳幹部出血、原因 : 高血圧症) |
|---|

Aは、「自分は血圧が高く、会社の健康診断等においても高血圧といわれている」と告げていたが、Bは、「大丈夫だ。あとで医者に行つて貰うが、外国人で誰でも必ず審査を通してくれる医者連れて行くから大丈夫だ。ただ、先生に去年の 11 月の健康診断では異常がなかったと言ってくれると助かる」などと述べて、不告知教唆（認定）した事案である。

【判旨（請求認容）】

AとB (H6.4.1 入社) は同期生で上下の関係がなく、一旦はBが転職間もないことなどを理由に勧誘を断るなど、AとBは何でも遠慮なくいえる間柄であつたことに照らし合わせれば、AがBに対し、保険加入にあたって将来の保険金の給付の有無を左右しかねない重

要な事実で、当時強く意識していた自己の高血圧症の事実を告げなかったとは到底考えられず、Bは、本件保険契約締結前、Aから告げられて、同人が高血圧症であることを知っていたものと認めるのが相当である。また、Aが自分ひとりの考えで虚偽の申告をすることは考え難いなどに照らせば、AはBの指示に基づいて虚偽の申告をしたものと認められる。

Aの虚偽の申告については、Bの果たした役割のほうが格段に大きいことから、YがAの告反を理由に本件保険契約を解除することは信義則上許されないと判示した。

4) 契約者が告反をした事情等を考慮して保険者の過失を判断した事例

<事例④> 仙台高判平成12年2月15日、盛岡地裁花巻支部平成11年6月4日〔請求棄却・控訴〕(矢作健太郎 事例研レポ163号11頁(2001年8月)参照)

【事案の概要】

- | |
|--|
| <p>(契・被) A (受) X : Aの妻 (保険金) 1,500万円</p> <ul style="list-style-type: none">・ H2.5.11 C医院初診(慢性肝炎) 通院治療継続・ H8.9~ 肝硬変の所見(9月:通院19日、10月:同22日、11月:同18日)・ H8.11.1 契約失効・ H8.11.29 Y生保の外務員Bに復活申込書提出(上記不告知、Yは復活を承諾)・ H9.3.5 死亡(死因:汎発性血管内凝固症候群、その原因:C型非代償性肝硬変症) |
|--|

契約復活申込前にAは肝硬変等で通院治療中にもかかわらず、告知せず復活後、Aは肝不全により死亡したため、Yは告知義務違反により解除した。Xは、Aが「アルコール性肝炎で通院中である」ことをBに告げており、Yに過失があるとして控訴した。

【判旨(控訴棄却)】

契約者が告知義務違反をした事情や右違反の態様・程度、外務員の告知義務違反の事実についての認識と保険者の認識との間に齟齬が生じた事情等を総合考慮して、衡平の観点から保険者の過失を判断すると判示し、本件についてBが聞かされた内容はアルコール性肝炎で通院しているということだけで、慢性肝炎と診断されていること、腹水貯留、黄疸があること、肝硬変の所見があること、血小板減少の事実があることなどは知らされておらず、病状が生命の危険があるような深刻なもので近接した時期に死亡する危険を認識していたものではないこと、ありのままを告知すれば復活に支障が生じるおそれがあること、新契約ではないこと、2年経過すれば解除されることはなくなりこの期間中に死なない限り告反の問題が生じないこと、本件は保険金額が150万円に減額される平成17年7月31日まで間がないことなどの点をBが考慮した可能性が考えられると認定して、本件契約の復活によるA側の利益に配慮して上記のような指示をしたものと推認するのが自然である。そうすると、衡平の観点からみて、Aの告知義務違反の事実をBが知っていたことから、Yを保護するのが相当でないといふことはできないとして、Yの過失を否定した。

5) 告知妨害等は認められないが、営業職員が単に不告知事実を知っていただけの事例

<事例⑤> 最判平成 20 年 11 月 25 日、大阪高判平成 20 年 7 月 29 日〔控訴審・控訴棄却〕、大阪地判平成 19 年 12 月 17 日〔原審・請求棄却〕（小野寺千世 事例研レポ 234 号 1 頁（2009 年 7 月）岡村啓正 事例研レポ 241 号 9 頁（2010 年 3 月）参照）

【事案の概要】

- （契・受） X：法人 （被） A：X の代取 （保険金） Y₁ 4,000 万円、Y₂ 3,000 万円
- ・ H2.6.7～H17.3.2 成人病センター通院（6.27 高脂血症、H4.9.25 本態性高血圧、H7.8.9 糖尿病（投薬治療）と告げられる）
- ・ H11.6.1 F 生保契約（7,000 万円、F 生保破たん後：G 生保）
- ・ H12.8.29 Y₁ 生保 新医療保険契約（上記不告知）
- ・ H15.5.22 C 生保加入申込（D の勧誘、上記不告知、心電図に異常あり割増保険料の特別条件を A が拒否、D は心電図検査の不要な上記保険金額の 2 件に分割して契約を締結するよう提案し、Y らの保険代理店 E の事務所長 B を紹介）
- ・ H15.6.3 Y ら生保に加入申込（B 担当、診査医：上記不告知、H15.7.1 契約）
- ・ H15.6 G 社契約を解約（D の勧誘）
- ・ H17.3.16 死亡（直接の死因：急性虚血性心疾患（疑い）、その原因：糖尿病）

保険代理店の事務所長 B が、A の心電図異常について知っていながら、会社に報告することなく不告知のまま契約を締結させた点について、Y らの過失が争われた。

【判旨（上告不受理）】

告知義務者が口頭で告知すべき事項を告げ、通常の募集人であれば、当該事実が告知すべき重要な事実であると判断することができるような場合において、募集人がその事実を告知するよう指示を与えず、告知義務違反を誘発したときは、保険者の監督上の過失を認めることができるとして、医師でもない B が心電図異常より不告知事実である糖尿病等による受診・投薬までは推測できないとして Y らの過失を否定した。

（参考）控訴人 X は、B は D から、A が C 社の心電図検査で異常所見が出たことを聞いていたと主張するが、D 及び B はこれを否定するだけでなく、X が D 及び B の発言を秘密裏に録音したテープの反訳書によっても、B が D から、A が心電図検査で異常所見が出たことを聞いていたとまでは認められないし、心電図の件は守秘義務であるから B には言っていないとの原審における D の証言も不合理ではなく、これを採用すべきであるとする¹⁵。

以上、告知妨害等に関する裁判例について、以下の通り検討する。

上記事例では、保険者（募集人等）は告知妨害等を否認または過少告知を主張していたが、事例①②③いずれも告知妨害等を認定しており、保険法の規定適用であれば解除権が阻却された事例である。また、告知妨害等がなく、正しい告知がされていれば、契約が成

立していなかった可能性が高い契約である。

事例①は、使用者責任による損害賠償請求権が争われたが、契約者側の過失が考慮されて過失相殺（3割減額）されており、損害額を解除前の保険金額とした上で過失相殺したという問題がある。事例②は、選任監督上の過失（使用者責任）を認め、事例③は、不告知教唆をした募集人に対する非難の方が格段に大きいことを理由に告反解除が信義則上許されないとして、告反解除を否定しているが、告知受領権を与えていない者の認識によって、保険者の解除権が阻却されることは難しいものと思料する¹⁶。

事例④⑤は、募集人が積極的に告知妨害等をした事案ではなく、告反解除が認められたが、事例④は、「肝炎で通院中」というような危険選択にとって重要な事実が外務員に告げられているような場合は、外務員がその情報を保険者に伝達することは容易であったと思われ、伝達を確実にするように指導しておかなかったことから保険者の監督上の過失を認めるという判断もありうると思料する¹⁷。

裁判例からも告知妨害等が争点となる事例では、契約者と募集人との間で、「言った、言わない」の認識不一致が問題となり、その事実認定が重要となるが、質問表等の書面告知と違い、募集人へ契約前の受療歴（重要な事実）の告知や、診査医への告知の際に募集人から不告知教唆がある場合など、通常は口頭で行われるため契約者等による告知妨害等の立証は困難である。また、被保険者にとって病歴等は他人に知られたくない情報であり、生命保険加入の際、実際より軽い症状を告げる等の過少告知となる場合なども、募集人との認識不一致の原因になるものと思われる。

被保険者が募集人に対して告知事項に反する事実を告げたのに、募集人はこれを不注意で知らなかったような場合でも、募集人は質問表に記載の事項をありのままに回答すべきことを契約者・被保険者に予め説明し、正しい告知を受ければよいのであり、質問表記載の内容が真実でないことを過失により知らなかったと言って契約者側に有利に解する必要はないと考える¹⁸。

保険法施行後は、告知妨害等が解除権阻却事由に加えられたことにより、立法的な解決が図られたが、告知妨害等の立証責任は契約者等にあり、告知妨害等は口頭で行われることが多いためその立証は困難である。また、事例④のような募集人が積極的に告知妨害等をしたと認められなくても、告反を招く重要な事実を知っていた場合については、事実認定の問題ではあるが、保険者の悪意・過失不知の問題ではなく、告知妨害等による解除権阻却の問題として判断すべきものとする。

5. 乗換募集行為と告知義務

告知妨害等に関する裁判例のほとんどが他社契約からの乗換募集行為によるものであり、以下検討する。

【保険業法 300 条 1 項 4 号】

保険契約者または被保険者に対して、不利益となる事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込をさせ、または新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させること

業法 300 条 1 項 4 号は、上記の通り規定し、いわゆる（不利益となる事実を告げずにした）乗換募集行為を禁止している。乗換募集は、他社既存の保険契約についてだけでなく、自社既存の保険契約についても適用され、募集人が成績を挙げ、手数料を取得することを目的としていることが多く、それは結局、保険契約者等に不利益を及ぼすことになるので禁止したものであり、消費者保護を目的とした規定である。

告知義務が、乗換募集行為において不利益事項として問題となるのは、被保険者の健康状態の悪化等で新たな保険契約を締結できなくなることである。

確かに、不正な乗換募集は、保険契約者にとっても、保険会社にとっても有害無益であるが、保険契約者の生活の変化等に応じて保険契約者の側に乗換のニーズが生じることもあり、乗換募集を全面的に禁止すれば、支障が生じることとなる。保険契約者のニーズに対しては、保険金の増額や解約控除がない契約転換等の制度が設けられており、その効果的な活用により、極力乗換募集を排除していく必要があるものとされている¹⁹。契約転換の場合は、被転換契約の保障の範囲内で保障を連続して与えるための手段として、復元制度が設けられており、告反解除に対して、契約転換の場合は一定の契約者保護が図られている。「不利益となるべき事実」を告げずに、自社契約が乗換募集された場合については、契約者の申出により消滅した契約への復帰を認めることが望ましい²⁰。

また、米国において募集に関する規制は各州で行われているが、その模範となってきたのが NAIC のモデル規制であり、乗換募集の過程での乗換先保険者と既契約保険者間の情報授受システムやクーリング・オフの適用（30 日）などの規制があり、今後わが国の乗換募集に関する実務に導入を検討されることが望ましい²¹。

他社契約から乗換募集があると、新契約として改めて危険選択の対象となり、告知妨害等に限らず、不利益事項の説明不十分や業法 300 条のその他の禁止事項が原因で乗換募集され、契約者等に認識がないまま告反があると契約が解除され、契約者等が保護されないことは問題である。

6. おわりに

保険者がその募集人にどのような権限を与えるかは、本来それぞれの保険者が営業政策に基づいて決定することであり、一律に考えるべきか否かという設問に親しまない事柄であるが²²、保険者にとってそこまでの必要性がない以上、法律でこれを強制すべきか否かについては慎重に考慮すべきであろう。保険業法は、募集人一般について、権限の取決めは

保険者に任せつつその明示義務を課している。

告知妨害等については、保険法に解除権阻却事由と規定されたことから、立法的な解決が図られ、保険法施行後に告知妨害等が問題となった事件は見当たらないが、告知妨害等の告知をめぐる苦情は減少していない。告知妨害等の立証は困難であり、具体的ケースごとに事実認定して判断することになるが、特に必要なのは、契約者保護のために保険会社が募集行為の適正化を図ることである。

大型の乗合代理店、乗合制の来店型ショップや銀行窓販など生命保険の販売チャネルは多様化し、保険商品の製造・管理と募集が分離してきており、また、裁判例から「乗換募集行為」や「募集人の説明義務」など消費者保護に問題となる複数の原因が複合することがあることから、保険業法などによる行政のコントロールが、今後も一層重要になると思われる。消費者保護の観点から、保険者の告知義務というべき説明責任の問題が、「契約者等の告知義務」の問題に密接に関係してくる。特に、保険者（募集人）の説明義務が問われることとなる。つまり、いくら告知義務制度を改善しても、募集人の改善が見られないかぎり、告知義務など生命保険に関する根本的な問題は解決しないのである²³。

1 甘利公人・福田弥夫「ポイントレクチャー保険法」61頁（有斐閣、2011）参照

2 甘利・福田 前掲注1）70頁参照

3 大森忠夫「保険法」（補訂版）132頁（有斐閣、1995）

4 山下友信・米山高生編「保険法解説」539頁（有斐閣、2010）参照

5 木下孝治「告知義務」・「保険法改正の論点—中西正明先生喜寿記念論文集」45項（法律文化社、2009）、山下・米山・前掲7）540頁参照

6 木下・前掲注9）45頁参照

7 山下・前掲4）541頁参照

8 萩本・前掲8）54頁参照、山下・米山・前掲7）539頁参照

9 団体信用保険を除く団体定期保険（1年更新）の除斥期間は1年である

10 石田満「保険業法」643頁（文眞堂、2015）

11 入院給付金等については、通常は約款に2年で契後発病とみなすという規定がある

12 衆議院附帯決議（平成20年4月25日法務委員会）、5月30日参議院本会議で保険法が可決、成立した

13 生命保険協会 HP <http://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/announce.pdf> 参照

14 同様な判例として、水戸地判昭和61年3月28日（生命保険契約法最新実務判例集成133頁）がある

15 同様の判例として、さいたま地判平成20年9月16日（松谷美和 事例研レポ246号1頁（2010年11月）、澤江龍太郎 事例研レポ258号11頁（2012年2月）（判旨は、募集人が契約者等の親族であることに言及していない）、大阪地判平成13年9月3日（白砂竜太 事例研レポ172号9頁（2002年8月）、山野嘉朗 事例研レポ177号1頁（2003年2月））がある

16 河森計二「生命保険募集人の告知妨害に関する一考察」生命保険論集160号153頁（2007年9月）参照

17 山下友信（コメント）事例研レポ163号16頁（2001年8月）

-
- 18 勝野義孝「生命保険契約における信義誠実の原則－消費者契約法の観点をとおして－」
179 頁（文真堂、2002）参照
- 19 石田・前掲注 13） 555 頁参照
- 20 江頭・前掲注 19） 238 頁参照
- 21 江澤雅彦「生命保険会社による情報開示」172 頁（成文堂、2002）参照
- 22 大澤康孝「保険募集の取締りに関する法律について」『鴻常夫先生古希記念 現代企業立法の軌跡と展望』677 頁（商事法務研究会、1995）参照
- 23 竹内昭夫「生命保険と消費者保護」『手形法・保険法の理論』310 頁（有斐閣、1990）参照